

新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱

平成 23 年 8 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定の実効性を確保するため、暴力団排除措置に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置 条例第 6 条に規定する措置をいう。
- (2) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 事務事業担当所属長 暴力団排除措置の対象となる事務又は事業を担当する所属の長をいう。

(事務又は事業)

第 3 条 暴力団排除措置の対象となる事務又は事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事等の請負、物品等の売買、修理及び借入れ、役務の提供並びに業務の委託に係る契約
- (2) 公有財産の処分又は貸付けに係る契約
- (3) 金銭の貸付けに係る契約
- (4) 補助金等の交付
- (5) 公の施設の利用許可及び公有財産の使用許可
- (6) 許認可及び登録等
- (7) その他暴力団を利するおそれがある事務又は事業

(暴力団排除措置の例外)

第 4 条 前条各号に掲げる事務又は事業のうち、次に掲げるものについては、暴力団排除措置を行わないものとする。

- (1) 事務又は事業の相手方が市町村、特定の公共的団体等に限定され、暴力団が関与するおそれがないもの
- (2) 事務又は事業の内容が暴力団を利することにならないもの
- (3) 法令等に基づく許認可、登録等の事務で、要件及び欠格事由が明確に限定され、県の裁量により暴力団排除措置ができないもの
- (4) 事務又は事業の申請、届出等で、行政手続上、形式的要件に合致すれば、暴力団排除措置の対象となる者（以下「排除対象者」という。）であるかどうかを問わず受理しなければならないもの
- (5) 暴力団排除措置を行うことが、事務若しくは事業の目的若しくは趣旨を大きく逸脱するもの又は基本的人権を侵害するおそれがあるもの

(排除対象者)

第5条 排除対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して
いる者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団
の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（規程の整備）

第6条 事務事業担当所属長は、暴力団排除措置を講ずるために、必要に応じ、所要の規程を整備するものとする。

- 2 事務事業担当所属長は、前項の規定により規程を整備しようとするときは、次に掲げる事項を規定するものとする。
 - (1) 事務又は事業の相手方が排除対象者でないことが許認可等の条件又は基準であること。
 - (2) 許認可等の処分後に、事務又は事業の相手方が排除対象者であることが判明した場合は、許認可等の取消し等を行うことができること。
 - (3) 事務又は事業の相手方が排除対象者であることを隠蔽する等、虚偽の申請等を行った場合は、許認可等の取消し等を行うことができること。
- 3 事務事業担当所属長は、第1項の規定により規程を整備したときは、整備の趣旨及び内容を事務又は事業の相手方等に対し、周知するよう努めるものとする。
- 4 事務事業担当所属長は、第1項の規定により規程を整備したときは、当該規程の写しを別記様式第1号により警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長（以下「組織犯罪対策第二課長」という。）に送付するものとする。
- 5 組織犯罪対策第二課長は、県が行う事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、所要の規程を整備する必要があると認めるときは、事務事業担当所属長に要請することができる。

（排除対象者の確認）

第7条 事務又は事業の相手方が排除対象者に該当しない旨の確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。ただし、確認が適当でない場合は、申請書の様式、説明書、窓口への張り紙等により排除対象者を事務又は事業の相手方に明示するものとする。

- (1) 誓約書を徴取すること。
- (2) 申請書等に排除対象者に該当しないことの記載をさせること。

(照会及び回答)

第8条 事務事業担当所属長は、暴力団排除措置を講ずるため、事務又は事業が暴力団を利するおそれがある場合は、当該事務又は事業の相手方が排除対象者であるかどうかについて、別記様式第2号により組織犯罪対策第二課長に照会することができる。

2 組織犯罪対策第二課長は、前項の規定による照会があったときは、事務事業担当所属長が行う事務又は事業の相手方が排除対象者であるかどうかについて、別記様式第3号により回答するものとする。

(通報)

第9条 組織犯罪対策第二課長は、県が行う事務又は事業の相手方が排除対象者であると認めた場合は、別記様式第4号により事務事業担当所属長に通報するものとする。

(暴力団排除措置の実施)

第10条 事務事業担当所属長は、第8条第2項の規定により排除対象者である旨の回答を受けたとき、又は前条の規定による通報を受けたときは、契約の解除、許認可の取消しその他の暴力団排除措置を行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 事務事業担当所属長は、暴力団排除措置を行おうとするときは、必要に応じて、事務又は事業の相手方に説明するとともに、暴力団排除措置を決定した理由を付して事務又は事業の相手方に通知するものとする。

(結果の通知)

第11条 事務事業担当所属長は、第8条第2項の規定により排除対象者である旨の回答を受け、又は第9条の規定による通報を受けた場合において、暴力団排除措置を講じたときはその具体的内容を、講じなかったときはその理由を別記様式第5号により組織犯罪対策第二課長に通知するものとする。

(契約に係る不当介入への対応)

第12条 事務事業担当所属長は、契約の相手方が契約の履行に当たり、暴力団若しくは暴力団員又はそれらのおそれのある者（以下「暴力団関係者」という。）から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたとき（下請負人又は再委託人等が暴力団関係者から不当介入を受けたときを含む。）は、当該契約の相手方に、別記様式第6号により、県への報告及び警察への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うことを求めるものとする。

2 事務事業担当所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、組織犯罪対策第二課長に対し、別記様式第7号により通知するものとする。

3 組織犯罪対策第二課長は、第1項の規定による通報があったときは、事務事業担当所属長に対し、別記様式第8号により通知するものとする。

- 4 組織犯罪対策第二課長は、県の契約の相手方が正当な理由なく通報報告を怠ったと認められるときは、事務事業担当所属長に対し、別記様式第9号により通知するものとする。
- 5 事務事業担当所属長は、前項の規定による通知を受けたとき、その他契約の相手方が正当な理由なく通報報告を怠ったと認められるときは、当該契約の相手方に対して、文書による指導又は口頭による注意を行うものとする。
- 6 事務事業担当所属長は、契約の相手方、下請負人又は再委託人等が、暴力団関係者から不当介入を受け、適切に通報報告が行われたと認められる場合において、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講ずることができる。

(事務又は事業に係る不当介入への対応)

第12条の2 事務事業担当所属長は、事務又は事業の相手方（前条第1項に規定する契約の相手方を除く。）から、当該事務又は事業に関し、暴力団関係者から不当介入を受けた申出があったときは、当該相手方に対して速やかに警察に通報するよう指導するものとする。

(情報管理)

- 第13条 事務事業担当所属長及び組織犯罪対策第二課長は、取得した個人情報については、新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）に基づき適正に管理し、当該個人情報は、この要綱に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。
- 2 事務事業担当所属長は、事務又は事業の相手方から取得した個人情報を暴力団排除の目的で警察本部に提供する場合があることを、必要に応じて、申請書の様式等に記載するものとする。

(連携)

- 第14条 事務事業担当所属長及び組織犯罪対策第二課長は、事務事業担当所属長が暴力団排除措置を講ずるに当たり、情報交換又は具体的事案への対処のため必要があるときは、協議するものとする。
- 2 事務事業担当所属長は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該暴力団排除措置の対象者から不法行為又は不当な要求を受けるおそれがあると認めるとき、当該暴力団排除措置の対象者から訴訟を提起されることが予想されるときその他必要があるときは、警察本部に対して支援及び協力を求めることができる。
 - 3 警察本部は、前項の規定による支援及び協力の求めがあった場合は、必要な支援及び協力を行うものとする。

(適用除外)

第15条 暴力団排除措置に関し、法令等に定めがある場合又は別に合意書等を締結している場合は、第8条から第11条までの規定は適用しないものとする。

(その他)

第 16 条 暴力団排除措置に関し、この要綱に定めのない事項又は要綱の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長 様

所 属 長

暴力団排除に係る規程の送付について

標記について、下記のとおり規程を整備したので、送付します。

記

1 規程名

2 制定日又は改正日

※ 整備した規程（写し）を添付すること。

担当：職氏名

電話

別記様式第2号（第8条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長 様

所 属 長

暴力団排除に関する情報提供について（照会）

新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第8条第1項の規定により、下記の者について、排除対象者に該当するかどうか照会します。

記

商号、名称			
所在地			
代表者			
役職名	※ 氏名(フリガナ)	※ 生年月日	※ 住 所
備 考			

注 個人の場合は※の部分のみ記載すること。

担当：職氏名

電話

別記様式第3号（第8条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

所 属 長 様

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長

暴力団排除に関する情報提供について（回答）

年 月 日付け（文書番号）で照会の標記について、新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地（住所）
- 3 代表者氏名
- 4 排除対象該当性の有無
 - 該当する
 - 該当しない

別記様式第4号（第9条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

所 属 長 様

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長

暴力団排除に関する排除対象者の確認について（通報）

新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第9条の規定により、下記の者について、排除対象者と認めたので通報します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地（住所）
- 3 代表者氏名
- 4 排除対象者と認めた理由

別記様式第5号（第11条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長 様

所 属 長

排除対象者に対する措置について（通知）

新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第11条の規定により、
年 月 日付け（文書番号）の回答（※通報）で排除対象者である旨の回答を受けた
者（※排除対象者と認めた者）に対する措置について、下記のとおり通知します。

記

- 1 排除対象者
- 2 措置年月日
- 3 措置概要
- 4 措置を講じなかった場合はその理由

注 ※は、要綱第9条の通報に対して通知する場合に用いること。

担当：職氏名

電話

様

住 所
 商号又は名称
 代 表 者
 担当者・連絡先

不当介入に関する通報・報告書

新潟県との契約において、暴力団関係者と思われる者から不当介入を受けたので、下記のとおり報告します。

記

契 約 件 名	契約件名 県発注部署
不 当 介 入 の 行 為 者	住所 氏名 電話 () ー
発 生 日 時 場 所	日時 年 月 日 時 分頃 場所
報 告 内 容 (不当介入の 内容・被害の状 況)	
警 察 へ の 通 報 状 況	通報先警察署名 (県警察 警察署 課) 通報日時 年 月 日 時 分頃

- (注) 1 この様式に必要事項を記載のうえ、県発注部署及び発生場所を管轄する警察署への通報・報告の際に提出すること（FAX可）。
 2 下請負人、再委託者等で発生した場合であっても、契約者（元請負人）が通報・報告を行うこと。
 3 県への報告の際には、「警察への通報状況」を記載すること。

別記様式第7号（第12条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長 様

所 属 長

県の契約における不当介入に関する報告の受理について（通知）

標記について、別紙のとおり契約者から報告があったので、新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第12条第2項の規定により、通知します

※ 別記様式第6号様式「不当介入に関する通報・報告書」を添付すること。

担当：職氏名

電話

別記様式第8号（第12条関係）

（文 書 番 号）

年 月 日

所 属 長 様

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長

県の契約における不当介入に関する通報の受理について（通知）

標記について、下記のとおり契約者から通報があったので、新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第12条第3項の規定により、通知します。

記

契 約 者	商号又は名称
	代表者氏名
	所在地（住所）
不 当 介 入 の 行 為 者	住所
	氏名
発 生 日 時 場 所 契 約 件 名	日時 年 月 日 時 分頃
	場所
	契約件名
契 約 者 からの 報 告 内 容 （ 不 当 介 入 の 内 容 ・ 被 害 の 状 況 ）	（契約者からの文書の添付に代えてもよい）
警 察 へ の 通 報 状 況	通報先警察署名（ 県警察 警察署 課） 通報日時 年 月 日 時 分頃

所 属 長 様

警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長

県の契約における不当介入について契約者が通報報告を怠ったと認められる事案について（通知）

県の契約者等が、不当介入を受けたにもかかわらず、通報報告を怠ったと認められるので、新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第12条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

契 約 者	商号又は名称
	代表者氏名
	所在地（住所）
不 当 介 入 の 行 為 者	住所
	氏名
発 生 日 時 場 所 契 約 件 名	日時 年 月 日 時 分頃
	場所
	契約件名
不 当 介 入 の 内 容・被害の状況	
通 報 等 を 怠 っ た理由、契約者 等への対応状 況	

参考様式（第 12 条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

（契約の相手方） 様

所 属 長

新潟県の契約に関して暴力団等からの不当介入について通報報告を
怠ったことに対する指導について（通知）

このたび、貴社が下記の契約に関して、新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第 12 条第 1 項に規定する通報報告を怠ったことは、誠に遺憾です。

今後、このような事態が生ずることのないよう通知します。

記

1 契約件名

2 契約日